**校長　　太田　淳一郎**

**令和３年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 視覚障がい支援学校として高い専門性を維持・継承し、社会の変化と、一人ひとりの幼児・児童・生徒に応じた視覚障がい教育を行い、社会参加への力を育成する。  １．社会の変化と、視覚障がい教育の多様なニーズに応じた指導力のある学校  ２．安全で安心な環境のもと、人権を尊重し豊かな社会性と人間性を育む学校  ３．視覚障がい教育のセンター的機能を発揮し、確かな支援を実践する学校  ４．視覚障がい教育の専門性の維持・継承・充実・発展に、全校で取組む学校  ５．幼児・児童・生徒の成長のために教職員が協力して生き生きと働ける学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １．社会の変化と、視覚障がい教育の多様なニーズに応じた指導力のある学校  （1）急速な社会の変化に対応できるように、ＩＣＴを活用した教材を整備し、教科指導が行える力をつける。  （2）教科指導力を高めるため、魅力ある授業づくりの実践を推進する。  （3）幼・小・中・高の一貫した教育が行えるよう、学部間の連携を推進、強化する。  （4）専攻科においては、生徒が国家試験に合格できる知識(合格率100％)を身に着けるとともに、生涯にわたって主体的に学ぶ力  を養う。  ２．安全で安心な環境のもと、人権を尊重し豊かな社会性と人間性を育む学校  （1）新型コロナウィルス感染症対策において、感染予防、発生時の迅速な対応、確かな学びの保障に努める。  （2）教職員の人権意識を高めるとともに、いじめ・各種ハラスメントの防止に努め、安全で安心な学校づくりをめざす。  （3）防災・防犯教育を通して、幼児・児童・生徒が安全を確保する方法を身につけるとともに、地域との協力体制を構築する。  （4）食物アレルギーに対するチェック体制を健康教育部、学部、担任、栄養教諭で構築し強化する。  （5）様々な運動や活動を通して健康の保持増進を図り、幼児・児童・生徒の健やかな発達を推進する。  （6）早期から一貫したキャリア教育を推進し、視覚障がいのある生徒の進路開拓・職域開拓のための啓発活動の充実を図る。  （7）寄宿舎生においては、通学を保障するとともに、寄宿舎での生活を通して、自立して生きる力の育成を図る。  （8）専攻科の臨床教育を通して、治療者として必要な技術と合わせて社会性、人間性を養う。  ３．視覚障がい教育のセンター的機能を発揮し、確かな支援を実践する学校  （1）地域の学校に通学する視覚に障がいを有する幼児・児童・生徒が専門的な視覚障がい教育が受けられるよう支援する。  （2）地域に開かれた学校をめざし、視覚障がい教育についてホームページを活用して積極的に情報を発信し、理解啓発に努める。  （3）大阪南視覚支援学校と連携して視覚障がい教育の理解啓発を行う。  （4）インクルーシブ教育システムにおける視覚障がい教育の将来のあり方について検討する場を作り方向性を探る。  ４．視覚障がい教育の専門性の維持・継承・充実・発展に、全校で取組む学校  （1）点字、歩行指導、ＩＣＴ、日常生活動作などの専門性を高めるための研修グループを作り、定期的に研修会を行う。  （2）外部の研修への参加を推進するとともに、関係部署で伝達講習を実施し、専門性の習得に努める。  （3）視覚障がい教育に関係する教材、機器、設備等を整備する。  （4）各学部において経験の年数の少ない教員を経験豊かな教員が指導する体制を構築する。  ５．幼児・児童・生徒の成長のために教職員が協力して生き生きと働ける学校  （1）幼児・児童・生徒の成長が学校行事等を通して感じられるよう教職員が協力して準備、指導にあたる。  （2）業務の効率化を図り、量、内容を調整し、時間外労働の縮減に努め、ワークライフバランスの取れた職場をめざす。  （3）全国盲学校弁論大会、近畿盲学校卓球大会の主管校として全校一丸となって大会準備、運営に取り組み成功させる。  （4）物品の適正な管理と整理整頓を行い、働きやすい職場環境を作る。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析[令和 年 　月実施分] | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R2年度値] | 自己評価 |
| １　社会の変化と、視覚障がい教育の多様なニーズに応じた指導力の向上 | (1)ＩＣＴを活用した教材の整備と教科指導  (2)魅力ある授業づくり  (3)学部間の連携  (4)理療科生徒の主体的な学び | (1)ＩＣＴを活用した教材やリモート授業の実践を行う。  (2)研究授業や他の教員の授業を見学することで魅力ある授業を追求するとともに授業力を高める。  (3)学部主事会と教務主任会を定期的に実施し、学部間の連携を図るとともに、教科会を充実させ、指導の連携に努める。  (4)臨床に対応できる知識を教科学習で身に着け、実技や臨床実習では、主体的に課題に向き合い学び続ける態度を養う。 | 1. ＩＣＴを活用した教材を使用あるいはリモートでの研究授業を年間３回以上行う。[R１ １回、0回]   (2)年間12回以上（幼小３回以上、中３回以上、普通科３回以上、理療系学科３回以上）の研究授業を実施し、指導力の向上に努める。[７回]  (3)学校経営会議を週に１回設定し開催し全校の教育活動の企画運営を行う。また、教科会を少なくとも月に１回開催する[年間３回]  (4)主体的対話的で深い学びをテーマにした研究授業を理療科で年３回実施し研究協議を行う。 [０回] |  |
| **２　安全で安心な環境のもと、人権を尊重し豊かな社会性と人間性を育む** | (1)感染症対策の徹底  (2)人権教育の推進  (3)防災・防犯教  (4)アレルギー対応  (5)健康の保持増進  (6)キャリア教育  (7)寄宿舎での生活  (8)専攻科の職業教育 | (1)感染予防、発生時の迅速な対応、確かな学びの保障に努める。  (2)教職員を対象に人権・ハラスメント等に関する研修を実施し、人権意識を高める。また、幼児・児童・生徒にとって安全で安心な学校づくりに努める。  (3)避難訓練や日々の教育活動を通して防災・防犯の意識を高める。  (4)アレルギーのある幼児児童生徒を把握し、チェック体制、発生時の対応に努める。  (5)基礎体力の向上をはかるとともに、手洗い・うがいを励行し、体調不良による欠席を減らす。  (6) 早期からキャリア教育に取組み、ＰＴＡと連携をはかりながら、一貫したキャリア教育を実施し、進路開拓・職域開拓に努める。  (7)集団生活の中で基本的な生活習慣・学習習慣の確立をめざし、寄宿舎生の自立・自律に向けた専門性の向上に努める  (8)臨床外来患者だけでなく、保護者や学校運営協議会委員など多くの人を治療する経験を通して治療者として必要な素養を身に着ける。 | 1. リモート授業の充実。（感染なしあるいは休校数（リモートのべ回数）   (2)人権に関する研修を学期に1回以上実施し[年４回]、学校教育自己診断の「道徳・人権について」の質問で、肯定的評価90％以上をめざす。 [86％]  (3) 防災・防犯の避難訓練を年間３回以上実施[３回]し、努めて地域・警察・消防と連携を図る。  (4)当該学部では緊急時対応訓練と研修を年１回に取り入れる。[アレルギー対応１回実施]  (5) 体調不良による欠席(障がいに起因するものを除く)を、前年度比-10%にする。[R２の数値はなし]  (6)全家庭を対象とした進路見学会を実施し、幼～普通科までの家庭数の20％以上の参加を促す。[コロナにより実施なし]  (7)毎月１回の指導員研修[５回]を実施し、舎生の生活を振り返るとともに、新たな課題解決に取組む。  (8)保護者を対象としたあん摩・はり体験会を学期に一度、学校運営協議会委員に対する体験会を年１回実施する。 |  |
| ３　センター的機能を発揮し、確かな支援を実践する | (1)地域支援の充実  (2)情報発信と視覚障がい教育の理解啓発  (3)大阪南視覚支援学校との連携  (4)大阪府における視覚障がい教育の将来構想 | 1. 訪問による支援、来校による支援を通して、視覚に障がいのある児童生徒がより専門的な視覚障がい教育が受けられるように支援する。   (2)ホームページを活用し情報を発信するとともに、開かれた学校として、関係市町村の教育委員会・教員を対象とした学校説明会・理解講座を実施し、視覚障がいの理解啓発に努める。  (3)児童生徒の交流、研究授業、専門性講座等を互いに参加する機会を作り、教職員の交流も図る。  (4)インクルーシブ教育システムにおける視覚障がい教育の将来の在り方について検討する場を作る。 | (1)支援先に対して充実度アンケートを実施し、統計を取り充実度を95%まで高める。[H30 90％ R１,２はコロナにより実施していない]   1. 学校公開（オープンスクールや学校説明会、理解講座など）を年間６回以上計画・実施する。[学校見学会２回、オープンスクール１回]   (3)小中高等部での交流学習をオンラインなども含めて年間各学部３回実施する。研究授業についても情報を交換し、参加できる体制を作り、３人程度参加できるようにする。  　[R１ ２回、R２ なし]  (4)首席を長とした将来構想委員会を組織し、学部、分掌を通して全校的に取り組む。月１回委員会を開催する。 |  |
| ４　専門性の維持・継承・充実・発展に取組む | (1)専門性に応じた研修の実施  (2)外部研修への参加  (3)視覚障がい教材、機器、設備の整備  (4)メンター・メンティーによる若手指導 | (1)点字、歩行、ＩＣＴなど専門性に応じた研修を計画的に実施し、専門性の向上を図る。  (2)外部研修への参加を推進するとともに、各部署内での伝達講習を実施し学部、分掌全体での共有を図る。  (3)視覚障がい教育に関係する教材、機器、設備等を整備する。  (4)経験の少ない教員と経験豊かな教員がペアで指導する体制を構築する。 | (1)点字、歩行等の専門性講座に加え、ＩＣＴ研修を年間３回以上実施する。点字技能士の合格者２名と歩行訓練士１名の養成を進める。  (2)伝達講習の回数を各学部10回以上設定する。   1. 現在ある教材、機器、設備を活用し、地域支援の充実のための環境整備を進める。   教材のデーターベース化を図る。  (4)学期に１回、管理職によるスーパーバイズを実施する。 |  |
| ５　幼児児童生徒の成長のために教職員が協力して生き生きと働く学校 | (1)学部間の交流と協力  (2)業務の効率化と時間外労働の縮減  (3)主管校としての大会準備・運営  (4)物品の適正な管理 | (1)学校行事、教科指導、生徒指導を通して学部間の協力体制を作る。  (2)時間外労働を縮減させ、仕事と生活の調和をはかり、余裕のある豊かな生活を送ることができるよう業務が偏らないようにする。  職員朝礼、職員会議等の効率化を進める。  (3)全国弁論大会及び近盲卓球大会の主管校業務に対して全校一丸となって御取り組む。  (4)物品管理係を置き、データベース化と学部間共用を図る。 | (1)特に中学部、高等部間で学部を超えた教科指導を２教科２時間実施する。  (2)業務を職員の状況に応じて適切に配分し、学部ごとの時間外勤務を提示し、時間外勤務をしている教職員に帰宅を促す。(年間時間外労働45時間以上５人以下)[６名]  (3)全国弁論大会(10月１日)及び近盲卓球大会(令和４年２月４日)を成功させる。  (4)校内にある備品消耗品のデータベースを作成する。 |  |